

## 障害者総合支援法政令案に対するパブリックコメント

NPO 法人日本障害者協議会  
代表 藤井 克徳

当会は、国（厚生労働省）と障害者自立支援法違憲訴訟団との基本合意や、それに基づいて、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会がまとめた骨格提言が十分に反映された障害者総合支援法の改正がなされるべきであったとの基本的立場に立つ。即ち、障害を理由にした負担のあり方の全面的な見直しや、必要性に応じたサービス提供の仕組みづくり、65歳を過ぎても、障害者総合支援法により必要な給付がなされることである。

「高額障害福祉サービス等給付費の支給対象拡大」となっているが、この制度は、償還払いであることや、障害福祉サービスは世帯を障害者とその配偶者でみていたものが、世帯全体とすることなど、実質的な減免制度としては不備が多く、利用抑制がおこることが懸念される。65歳になることで介護保険優先となる制度そのものの見直しを図るべきである。

以下、今回示されている内容について意見を述べる。

1) 「介護給付等対象サービスに相当するものとして政令で定めるものは、居宅介護、重度訪問介護、生活介護及び短期入所（以下「介護保険相当障害福祉サービス」という。）とする」とあるが、それ以外の障害福祉サービスを利用していた場合には、支給対象にならないことになる。すべての障害福祉サービス（自立支援給付の事業、及び移動支援などを含む地域生活支援事業）を利用していた場合も対象にすべきである。

65歳になったという理由で、負担増にならないように対応する必要がある。

2) 障害福祉相当介護保険サービスには、4事業しか含まれておらず、介護予防サービスや施設入所は該当になっていない。介護保険サービスの中でも極めて限定的なサービスを利用する場合にしか支給対象ではなく、65歳になった障害のある人が負担軽減を受けられるサービスは一部にしかすぎず、負担増が想定され、ある意味において、すべての介護保険サービスを障害福祉相当介護保険サービスと捉えることができる。

3) 「六十五歳に達する日前五年間（入院その他やむを得ない事由により介護相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたこと」とあるが、「六十五歳に達する日前五年間」の根拠が不明確で、障害を理由に介護サービスを受けている人については、高額障害福祉サービス等給付対象に入れるべきである。

4) 「六十五歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと」とあるが、特定疾病などによって、障害福祉サービスを受けていた人については全く考慮されていないと考える。障害の違いによって、格差が生じるわけで、到底承服できるものではない。

5) 補装具費の支給対象の拡大関係では、「補装具の「購入又は修理」を「購入、借受け又は修理」に改めるとともに、所要の改正を行う」とある。制度的には65歳以降レンタルが可能になるということで、この一文が設けられたと思うが、障害者は、体型やその人の機能状況に合わせた補助具が必要である。障害者のニーズや要望に対し、基本的にはその人に合わせた補助具が必要であることを明記すべきである。